

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年1月24日第6回中種子町農業委員会総会を防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋  
鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

石堂季男

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
日程 第5 議案第3号 非農地証明について  
日程 第6 議案第4号 平成29年度荒廃農地に伴う農地・非農地の判断について  
日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について  
日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第6回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、10番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、1番永浜委員、2番梶原委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。  
本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。貸借権、件数1件、筆数2筆、面積6,447㎡、畑。所有権移転、件数6件、筆数12筆、面積25,663㎡、畑。合計で、件数7件、筆数14筆、面積32,110㎡、全て畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
- (議長)次に、順位1について、担当調査委員の12番中崎委員の説明をお願いします。
- (12番委員)はい、12番中崎です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る1月7日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-14、地目畑、面積3,651㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,796㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始となっております。貸借の内容につきましては無償による貸借期間5年の使用貸借権の設定です。場所については、最初の土地が、〇〇〇〇の〇〇のバス停より、東へ〇〇m程進んだところの左側で、もう一カ所は〇〇〇〇さんの自宅より奥へ〇〇m程進んだところに畑があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆さんのご審議を宜しく願いをいたします。
- (議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。
- (事務局)別にありません。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の12番中崎委員の説明をお願いします。
- (12番委員)はい、12番中崎です。議案第1号順位2について説明いたします。去る1月7日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,235㎡です。譲渡人、住所 大阪府〇〇〇〇〇〇〇1丁5番16号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の

要望，譲受人が経営開始となっております。場所については，父である〇〇〇〇さんの自宅より奥へ〇〇 m 程進んだところでは。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆さんのご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について，担当調査委員の 12 番中崎委員の説明をお願いします。

(12 番委員)はい，12 番中崎です。議案第 1 号順位 3 について説明いたします。

去る 1 月 7 日，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積 2,094 m<sup>2</sup>。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積 981 m<sup>2</sup>。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積 2,720 m<sup>2</sup>。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 3,673 m<sup>2</sup>です。譲渡人，住所 大阪府〇〇〇〇〇〇〇〇〇 1 丁 5 番 16 号，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営拡張となっております。場所については，〇〇〇〇さんの自宅より〇〇〇〇の方へ 500m 程行ったところから〇〇〇〇さんの家の方に入り，そこからさらに〇〇 m 程進んだところの左側にあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位 4 について，担当調査委員の 14 番濱脇が説明します。

(14 番委員)議案第 1 号順位 4 について説明いたします。去る 1 月 7 日，午後 1 時より，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-3，地目畑，面積 1,331 m<sup>2</sup>。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積 1,350 m<sup>2</sup>です。譲渡人，住所 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇 1 1 4 7 番地 35，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 西之表市〇〇〇〇〇 〇〇番地 2，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受

贈となっております。場所につきましては、中種子〇〇〇〇の〇〇〇〇西の方に〇〇集落の〇〇〇〇〇〇〇〇〇がありますが、その隣の筆であります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関する支障はないと思われれます。また、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、いところ同士にあたるそうです。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひします。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、補足説明をします。〇〇〇〇さんは西之表市在住のため、住民票、耕作証明を西之表農業委員会から提出していただいております。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第1号順位5について説明いたします。

去る1月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-13、地目畑、面積432㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇2丁目24番10号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇の公民館を南に〇〇m程行ったところです。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関する支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願ひいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員の3番浦元委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番浦元です。議案第1号順位6について説明いたします。

去る1月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,973㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積2,374㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,747㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、〇〇〇〇入り口の広域農道を北へ〇〇

m 程進むと〇〇がありますが、その横から東に〇〇 m 程行ったところの圃場です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位7について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位7について説明いたします。

去る1月8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 2,753 m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、広域農道を〇〇〇から〇〇〇〇に向かって進むと、左に行くと〇〇〇、右に行くと〇〇〇の十文字があり、十文字を右に〇〇 m 程行ったところでございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位7については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の貸借権1件と所有権移転6件については、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地20。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番12、地目畑、地積 381 m<sup>2</sup>、地番〇〇〇〇番13、

地目畑，地積 204 m<sup>2</sup>，計で 585 m<sup>2</sup>です。転用目的，一般住宅に転用を予定しております。申請理由，申請人は現在借家住まいであります，家族も増え手狭になったため，今回住宅および車庫を新築したいということです。実現性はありと考えられます。金融機関の住宅ローン等の審査結果証明書も提出されております。土地利用規制等は，都市計画区域内，農振農用地外の第2種農地（市街地近接農地）に該当と考えます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい，8番日高です。議案第2号，農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては，先般1月12日午前9時20分より，濱脇会長，永浜委員，平山推進委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施しました。場所につきましては，〇〇〇〇集落の国道58号線沿い，〇〇〇〇の前を右に折れまして，〇〇 m 程行ったところを右に下りたところです。申請人は，中種子町〇〇〇〇集落で借家住まいをしております。家族も増えまして，借家も手狭になったため，申請地を購入し，住宅および車庫を新築したいということです。前方および左右は住宅に囲まれており，転用によって付近に被害を与える恐れはないと思われまます。被害防除計画も提出されております。地籍調査未実施区域であるため，一般住宅の概ね 500 m<sup>2</sup>を超えておりますが，現地測量を行ったところ 497 m<sup>2</sup>であったという理由書と実測図が添付されております。現地で検討した結果，周辺への支障もないと思われまます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に，順位2について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。6頁をお開き下さい。議案第2号，農地法第5条申請の順位2について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2。譲渡人，〇〇〇〇さん，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。申請農地の表示，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番7，地目畑，地積 220 m<sup>2</sup>です。転用目的，一般住宅への転用となっております。申請理由は，譲受人は現在，〇〇の〇〇〇〇住まいであります，平成30年3月定年退職となっております。その後の住まいとして，申請地を求め自己の住宅を建築したいというものです。実現性はありと考えられます。金融機関の残高証明書も提出されております。土地利用規制等は，都市計画区域外，農振

農用地外の第2種農地（市街地近接農地）に該当と考えます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の3番浦元委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番浦元です。議案第2号、農地法第5条申請の順位2の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般1月12日午前9時50分より、濱脇会長、上妻委員、浦島推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇下に交差点がありますが、その角に〇〇〇〇さんの住宅があります。その横の土地となります。申請人は、中種子町〇〇〇〇の〇〇の〇〇〇〇〇に居住しています。平成30年3月に定年退職ということで、退職後の住まいとして申請地を購入し、自己の住宅を建築したいということです。周囲は、〇〇〇〇〇〇線および第三者所有の農地であり、転用によって付近に害を与える恐れはないと思われます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

(議長)次に日程第5、議案第3号、「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。7頁をお開き下さい。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。申請地の表示です。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番9、地目畑、地積141㎡、地番〇〇〇〇番12、地目畑、地積183㎡、合計324㎡です。申請人は、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇二丁目24番10です。申請理由は、土地登記簿の地目は畑ですが、昭和45年から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)8番、日高です。議案第3号、非農地証明の順位1について説明をいたします。この案件につきましては、先般1月12日午前9時〇〇

分より、濱脇会長、永浜委員、平山推進委員、事務局、申請地の管理を行っている〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇の運動場を南に〇〇 m 程行ったところです。申請理由は、登記地目は畑であります。昭和45年から耕地として利用せず、現状は宅地となっており、この申請となりました。耕作をしなくなってから20年以上経ち、耕地への復旧は困難であろうと思われることから、非農地が妥当と判断をいたしました。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

(議長) 現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

(議長) 次に、日程第6、議案第4号「平成29年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、事務局です。資料の8頁をお開き下さい。議案第4号「平成29年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」説明いたします。件数173件、筆数283筆、面積271,844㎡です。詳細については9頁から32頁に添付しております。各地区の非農地判断を行った農地の所在については、後方に設置している大型地図をご覧ください。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長) 只今より、地図による確認の時間を設けたいと思いますので、しばらく休会します。

(議長) それでは再開します。これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については、非農地とすることにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「平成29年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」は、非農地とすることに決定しました。

(議長) 次に、日程第7、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、事務局です。資料の33頁をお開き下さい。承認第1号、農用



地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数1件，筆数1筆，変更面積2,753㎡，契約年数5年の合意による解約でございます。なお，詳細につきましては，33頁から34頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号，「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は，承認することに決定しました。

(議長)次に日程第8，承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本件について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。資料の35頁をお開き下さい。承認第1号「農用地利用集積計画について」。平成30年1月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転1件，筆数1筆，貸借権1件，筆数2筆，面積11,192㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては，36頁から39頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は，承認することに決定しました。

(議長)これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第6回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者